

市県民税・所得税の申告受け付けは

2月18日(月)～3月17日(月)

申告書は、自分で書いて提出を

申告に必要なもの

市県民税申告書または所得税の確定申告書
(お持ちでない方は、申告会場にあります)
印鑑

平成19年中の収入金額が分かるもの
給与所得の源泉徴収票、退職所得の源泉徴収票、公的年金等の源泉徴収票、報酬の支払調書、事業の収支が分かる書類など

次の各種控除を受ける場合に必要なもの(前述の) に合わせて必要です)

生命保険料控除・地震保険料控除

保険料控除証明書(支払証明書)

社会保険料控除

支払金額が分かるもの(領収書など)

配偶者特別控除

平成19年中の配偶者の所得金額が分かるもの(配偶者控除と重複しての控除は受けられません)

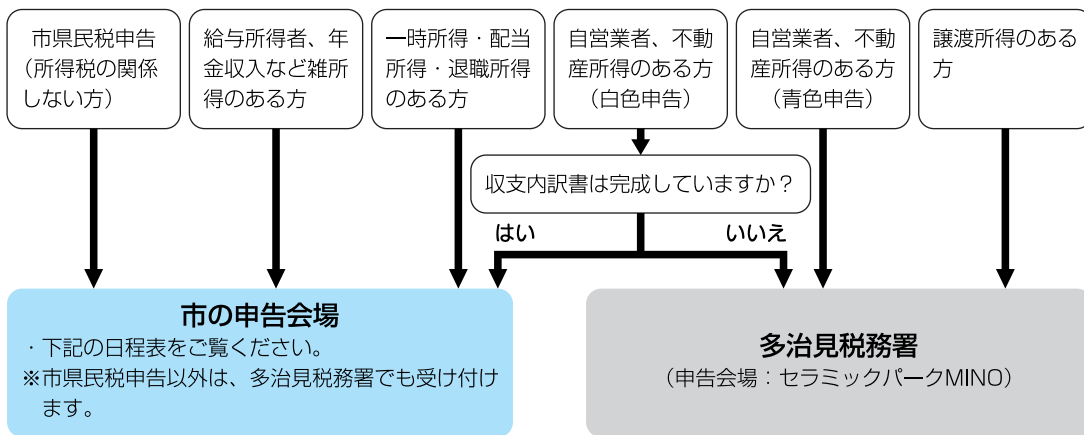
医療費控除

平成19年中に支払った医療費の領収書、保険金などで補てんされた場合は、その金額が分かるもの(事前に「医療費の明細書」を作成しておいてください)

所得税の還付を受ける場合は、振込先の金融機関名・口座番号(本人名義)が分かるものが必要です。

詳しくは、多治見税務費 ☎ 22 0 1 0 1
または市税務課・市民税係 内線 1 7 1 ・
1 7 2 (へんご) で。

市の申告会場では、受け付けできない種類の申告がありますので、次のフローチャートに従いお出掛けください。



所得税の確定申告書を提出される方や無収入で扶養親族となっている方は、市県民税の申告は必要ありません。
給与所得のみの方は、申告の必要はありませんが、平成19年中に退職され、年末調整の済んでいない方や医療費控除や生命保険料控除などを受けようとされる方は、申告が必要です。平成19年中、収入がなくてもご自分の所得証明などが必要な方や児童手当を申請される方などは申告が必要となります。こうした場合の申告については、申告期間中(2月18日～3月17日)は会場が大変混雑しますので、それ以降に税務課にお越しください。

申告受け付け日程

【各日程とも○印のある会場でのみ申告受け付けを実施します。市役所税務課での申告受け付けは行いませんので、ご注意ください。】

申告会場	開催日														受付時間								
	2/18(月)	2/19(火)	2/20(水)	2/21(木)	2/22(金)	2/25(月)	2/26(火)	2/27(水)	2/28(木)	2/29(金)	3/3(月)	3/4(火)	3/5(水)	3/6(木)		3/7(金)	3/10(月)	3/11(火)	3/12(水)	3/13(木)	3/14(金)	3/17(月)	
セラミックパークMINO	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	※
文化プラザ・ルナホール	○	○	○	○	○																		※
ウエルフェア土岐													○	○	○								
駄知コミュニティセンター(駄知支所2階)									○	○	○												
鶴里公民館																							
曾木公民館																							

セラミックパークMINO会場での受付時間は、午前9時から午後5時まで。

- ◎公民館など、各出先機関で申告を受け付ける日には、文化プラザ・ルナホールでの申告受け付けは行いませんので、ご注意ください。
- ◎混雑の状況により早めに受け付けを終了する場合がありますので、ご了承ください。